

東大和市公告式条例の一部を改正する条例

東大和市公告式条例（昭和25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例の公布は、インターネットを利用して行う。ただし、これにより難しい場合は、東大和市役所前の掲示場に掲示して行うものとする。

第3条及び第4条を次のように改める。

（規則の公布及び規程の公表）

第3条 規則を公布しようとするとき、又は東大和市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び東大和市長名を記入しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による規則の公布又は規程の公表についてこれを準用する。この場合において、同条第2項ただし書の規定を準用して公布又は公表を行うときは、東大和市長印を押さなければならない。

（その他の規則及び規程の公表）

第4条 前条の規定は、議会の会議規則、傍聴人規則、その他東大和市の機関の定める規則及び規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「東大和市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、同条第2項中「東大和市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（東大和市税条例の一部改正）

- 2 東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第2条第2項」を「第2条第2項ただし書」に改める。

（東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

- 3 東大和市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第2条第2項」を「第2条第2項ただし書」に改める。

（東大和市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

- 4 東大和市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の方法により行うものとする」を「の例による」に改める。